

「野村 SMA 投資一任契約書」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて早速ではございますが、本年4月1日より「野村 SMA 投資一任契約書」を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

2026年4月1日改定

(下線部変更)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第6条（投資の方法及び取引の種類）</p> <p>1.～5.（省略）</p> <p>6. 個別運用商品の名称及び主な投資対象は、当社が別に定める「野村 SMA『個別運用商品の名称及び主な投資対象』」のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となる場合があります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人資産運用業協会の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第15条（投資判断を行う部署）</p> <p>この契約に基づく投資判断を行う部署は、次のとおりとします。 投資顧問管理<u>部</u></p> | <p>第6条（投資の方法及び取引の種類）</p> <p>1.～5.（省略）</p> <p>6. 個別運用商品の名称及び主な投資対象は、当社が別に定める「野村 SMA『個別運用商品の名称及び主な投資対象』」のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となる場合があります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人日本投資顧問業協会の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第15条（投資判断を行う部署）</p> <p>この契約に基づく投資判断を行う部署は、次のとおりとします。 投資顧問管理<u>室</u></p> |

以上